

# 柏崎市危機管理計画

新潟県 柏崎市

# 危機管理計画 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
1 目的 .....	1
2 危機事案の定義及び対象とする危機 .....	1
3 危機の所管部局 .....	1
4 計画の基本方針 .....	2
<b>第2章 危機管理体制</b> .....	3
1 組織体制と対応 .....	3
2 危機管理担当者（統括責任者・責任者・主任者）の設置 .....	4
3 危機管理担当者の役割 .....	5
4 危機情報連絡室、危機警戒本部及び危機対策本部の構成及び事務分掌等 .....	5
5 情報伝達・連絡体制 .....	6
6 関係機関等との連携 .....	7
7 庁外支援体制の整備 .....	8
<b>第3章 事前対策</b> .....	9
1 情報収集・伝達体制の整備 .....	9
2 関係機関等との協力体制の整備 .....	9
3 危機管理マニュアルの作成及び点検・検証 .....	10
4 危機事案等の危機対応訓練の実施 .....	10
5 意識啓発のための研修等の実施 .....	10
6 市民への情報提供と危機管理意識の向上・啓発 .....	10
7 資機材・物資等の確保及び備蓄 .....	10
<b>第4章 応急対策</b> .....	11
1 危機発生時の対応等（初動体制の確立と動員体制） .....	11
2 初動対応時における対策 .....	12
3 危機レベル1（注意体制）における対策 .....	14
4 危機レベル2（警戒体制）における対策 .....	16
5 危機レベル3（非常体制）における対策 .....	18
6 情報の収集・管理 .....	20
7 情報の内容 .....	20
8 現地での情報の収集 .....	20
9 広報活動 .....	20
10 二次被害の防止対策 .....	21

1 1 避難対策	2 1
1 2 医療・救護対策	2 2
1 3 ボランティア活動の支援	2 2
1 4 業務継続による行政サービスの維持	2 2
<b>第5章 事後対策</b>	<b>2 3</b>
1 安全性の確認と被害者等への支援	2 3
2 再発防止対策の検討	2 3
3 危機への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し	2 3
4 第三者による危機管理マニュアルの検証	2 4
5 縮小・休止した行政サービス業務の再開	2 4
別表1 想定される危機事案と所管部局の例示	2 5
別表2 危機事案対処（緊急時対応）組織表	2 7
別記様式 危機事案発生状況報告書	2 8
別図1 危機管理システム全体フロー	2 9
別図2 危機発生時の情報連絡・連携体制フロー	3 0
別図3 危機発生時対応全体フロー	3 1
別図4 危機発生時体制フロー	3 2
別図5 所管部局及び防災・原子力課の役割フロー	3 3
参 考 新潟県柏崎市危機管理会議設置規則	3 4
柏崎市危機管理概念図	3 5

平成22(2010)年8月6日 策定  
平成30(2018)年4月16日 改正  
令和3(2021)年4月1日 改正  
令和4(2022)年4月1日 改正  
令和5(2023)年4月1日 改正

# 第1章 総 則

## 1 目的

この計画は、柏崎市危機管理指針に基づき、柏崎市地域防災計画が対象とする災害及び柏崎市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態などを除いた市内での事件・事故等の危機事案に際し、市が万全な体制で対処することで、市民の生命、身体及び財産を保護するために、危機管理の組織体制をはじめ、事前対策、応急対策、事後対策等について定めることを目的とする。

## 2 危機事案の定義及び対象とする危機

本市では、危機事案等における危機(以下「危機」という。)について、次のように定義する。

- (1) 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事件、事故等
  - テロ(大規模なテロは、市国民保護計画による。)など
- (2) 市民生活に重大な被害を及ぼす事案
  - 毒物・劇物などによる健康被害(飲料水、毒物・劇物)
  - 教育施設等における事件・事故(学校、保育園、福祉施設など)
  - 食中毒など
  - 感染症(SARS、新型インフルエンザ、O-157など)
  - 家畜伝染病(BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫など)
  - 環境汚染(土壌汚染、水質汚染、大気汚染、アスベスト問題など)
  - 危険動物・有害昆虫(危険動物の脱走、有害昆虫の発生など)
- (3) 市の産業や経済に重大な被害を及ぼす事案
  - 金融機関の破綻など

※危機の種類等と対応する計画(参考)

危機の種類		想定される危機	対応する計画
災害対策基本法で規定する災害	自然災害	地震、風水害等	地域防災計画
	大規模事故災害	油流出・海上事故、航空・鉄道・道路・危険物等事故、原子力事故等	
武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態など		武力攻撃事態、緊急対処事態	国民保護計画
上記以外の事件・事故(危機事案等における危機)		テロ、感染症、環境汚染等 その他の事件・事故等	危機管理計画

## 3 危機の所管部局

想定される危機とその主たる所管部局は、別表1のとおりとする。

#### 4 計画の基本方針

- (1) 危機全般に共通する事前対策・応急対策・事後対策の基本を明確にする。
- (2) 危機管理体制の充実を図り、各危機事案に対し適切に対応できるよう、危機管理マニュアルを定める際のガイドラインとする。
- (3) この計画以外で、既に定められている危機事案に関する計画、マニュアル等については、その個別マニュアル等に従い運用することとするが、常に個別の計画、マニュアル等との整合を図るため、随時新たな知見を取り入れ、本計画を必要に応じて見直しを行う。
- (4) マニュアル等が定められていない危機が発生した場合又は危機事案の発生状況や規模等によっては、本計画を柔軟に運用していくものとする。

## 第2章 危機管理体制

### 1 組織体制と対応

柏崎市における総合的かつ効率的な危機管理を推進し、市民生活の安全・安心を確保するとともに、事態の規模や災害状況等に応じて、発生した危機事案に適切に対処し、被害の程度や拡大の可能性等のレベルに応じた対策組織を設置するものとする。その推進体制と危機レベルによる対応体制を以下のとおりとする。

なお、この体制は原則であり、危機事案の特殊性によっては、独自の対応体制を取る必要があることから、危機事案に応じた柔軟な運用を図ることとする。

#### (1) 危機管理会議の設置

危機管理の一層の充実と危機管理体制の整備強化を図るため、対象となる危機全般にわたった対処方針等を策定し、平常時からの危機管理を推進するための「危機管理会議」を庁内に設置する。また、応急対策時において、対策や危機レベル移行等の助言や本部設置の指示、決定を行う。

##### ① 構成

会議は、市長を議長、副市長を副議長とし、委員を教育長、危機管理監、各部長、上下水道局長、教育部長、議会事務局長、消防長やその他市長が指定する職員をもって充てる。

事務局は、防災・原子力課が当たる。

##### ② 事務分掌

所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 危機管理の基本方針に関すること
- イ 事件、事故等の危機事案に対処するための計画に関すること
- ウ 危機管理計画によることが困難な事案の対処に関すること
- エ その他市長が危機管理に必要と認めること

#### (2) 危機レベルの区分（定義）

危機事案による市民生活への影響度や社会的影響度の大きさや範囲の広さ、対応の困難さなどにより、次の3段階で危機対応の体制を整えることとする。

##### ア 危機レベル1

危機の規模、範囲が限定的で、市民への影響、被害が比較的小さく、所管部局又は所管部局と概ね3以下の関係部局による対応で措置できる場合

##### イ 危機レベル2

危機の規模、範囲及び市民への影響、被害が比較的大きく、全庁的な対応までには至らないが、所管部局と概ね4以上の関係部局が連携して対応する必要があると認められる場合

##### ウ 危機レベル3

危機の規模、範囲及び市民への影響、被害が非常に大きく、全庁体制により対応する必要があると認められる場合

### (3) 危機レベルと対応体制及び責任者

危機が発生した場合、事態の規模や災害状況等により、3段階のレベルに分類し、各危機レベルでの対応体制と組織の責任者を、次のとおり定める。

危機レベル	体制区分	対応体制	責任者
レベル1	注意体制	危機情報連絡室	情報連絡室長(所管部局長)
レベル2	警戒体制	危機警戒本部	警戒本部長(危機管理監)
レベル3	非常体制	危機対策本部	対策本部長(市長)

また、危機の発生規模や被害状況等に応じて、注意体制、警戒体制、非常体制の3段階の動員配備体制を敷くものとする。動員配備は、主に所管部局、関係部局職員を配備要員とし、必要に応じて市地域防災計画(災害応急対策の第1次配備・第2次配備、第3次配備)の動員配備体制を準用することとし、応援や協力など対処に必要な活動は、災害対策本部体制の事務分掌等を準用する。

危機の発生又はそのおそれがある場合は、所管部局長を室長とする「危機情報連絡室」を設置し、被害の拡大が予測される場合は、危機管理監を本部長とする「危機警戒本部」を設置する。被害が甚大になり、社会的な影響が大きく全市的な対応が必要な場合には、市長を本部長とする「危機対策本部」を設置する。また、当初より極めて重大かつ緊急な危機事案の場合は、「危機情報連絡室」や「危機警戒本部」を設置せずに、初めから「危機対策本部」を設置する。

なお、危機管理体制全体の流れは、別図1のとおりである。

### (4) 危機レベル及び所管部局の決定

危機レベルは、危機管理監が所管部局長及び関係部局長と協議し決定するものとする。ただし、危機管理監は、危機レベルの決定が困難なとき又は危機対策本部の設置を必要と認めるときは、速やかに危機管理会議を開催し、危機レベルを決定するものとする。所管部局が不明確な場合も、また同様に決定する。

## 2 危機管理担当者(統括責任者・責任者・主任者)の設置

市長は危機管理の総責任者として、この計画に基づき、危機管理対策を強力に推進する責務を負う。そのため、市長は次に示す危機管理担当者を置き、平常時から職員の意識改革を含めた部局の危機管理体制の強化に取り組むものとする。

### (1) 危機管理統括責任者(危機管理監)

危機管理統括責任者である危機管理監は、市における危機管理対策を強力に推進するため、危機管理責任者と連携を図りながら、危機管理対策に関する事務を統括する。市長の行う危機管理対策を補佐する。

また、必要に応じ、市長に対し、危機管理対策に関する必要な措置について意見具申を行うとともに、所管が不明確な危機、部局等横断的な対応が必要とされる危機について、適時適切な指示、助言を行うなど、危機レベルの判断や所管部局、関係部局との総合調整等を行うものとする。

(2) 危機管理責任者（部局長）

各部局長は、部局の危機管理責任者として、部局における危機管理体制を整備し、及び部局が所管する危機への適切な対応に関する事務を統括する。

緊急時には、危機管理統括責任者（危機管理監）を補佐するとともに、部局が行う危機対応の指揮をとる。

(3) 危機管理主任者（課長）

各課長は、所属の危機管理主任者として、積極的に危機管理責任者（部局長）を補佐し、所属における危機管理体制を整備し、及び所管する危機への適切な対応に関する事務を統括する。

また、部局が所管する危機への適切な対応に資するよう、所属職員を指揮監督する。

### 3 危機管理担当者の役割

平常時の危機管理の総括及び危機発生時における対応の中心的な役割を担い、次の事務を担当する。

(1) 平常時の役割

- ・ 各部課における危機管理体制の整備
- ・ 各部課でのマニュアルの作成、見直し及び訓練の実施
- ・ 所属職員の危機管理意識を高揚する教育の実施

(2) 危機発生時の役割

- ・ 直接的な危機対応の実施
- ・ 情報の収集と分析・整理
- ・ 市長、副市長、危機管理統括責任者（危機管理監）等への報告・相談
- ・ 関係部局との情報交換、応援職員の派遣要請
- ・ 危機情報連絡室、危機警戒本部、危機対策本部による組織対応
- ・ 危機レベルの判断及び移行、危機管理会議の開催
- ・ 報道機関や市民への対応
- ・ 危機対応の時系列記録の作成と保管

### 4 危機情報連絡室、危機警戒本部及び危機対策本部の構成及び事務分掌等

危機レベルに応じた組織の構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 危機情報連絡室（危機レベル1）

《構成》

- ・ 室長…所管部局長
- ・ 室員…関係部局長、所管課長及び関係課長、防災・原子力課長
- ・ 事務局…所管課及び防災・原子力課

《事務分掌等》

- ・ 情報の収集と分析・整理、市長・副市長等への報告・相談
- ・ 対応体制の調整

- ・ 関係部局との情報交換
- ・ 上位危機レベル（警戒体制等）への移行の検討
- ・ 危機対応の事後評価と対応
- ・ 危機管理マニュアルの改定検証
- ・ 庁外支援体制の確立及び統括

## (2) 危機警戒本部（危機レベル2）

### 《構成》

- ・ 本部長…危機管理監
- ・ 副本部長…所管部局長
- ・ 本部員…関係部局長、所管課長及び関係課長、防災・原子力課長
- ・ 事務局…所管課及び防災・原子力課

### 《事務分掌等》

- ・ 危機への対応体制の確立
- ・ 情報の収集と分析・整理、市長・副市長等への報告・相談
- ・ 応急対策に必要な庁内関係各部課職員の動員などの部局間との調整
- ・ 危機対策本部への付議案件の作成
- ・ 危機レベル2からレベル3への対応体制移行又は「危機管理会議」の開催要請（危機警戒本部廃止）
- ・ 市民、報道機関への対応
- ・ 関係機関との連絡調整等
- ・ 危機対応の時系列記録の作成と保管

## (3) 危機対策本部（危機レベル3）

### 《構成》

- ・ 本部長…市長
- ・ 副本部長…副市長
- ・ 本部員…教育長、危機管理監、各部長、上下水道局長、教育部長、議会事務局長、消防長等
- ・ 事務局…所管課及び防災・原子力課

### 《事務分掌等》

- ・ 危機に関する情報収集
- ・ 危機対応方針の協議・決定
- ・ 市民、報道機関への対応
- ・ 関係機関との連携

## 5 情報伝達・連絡体制

危機管理担当者は、危機発生時に備え、危機レベルに応じた連絡体制及び情報の伝達体制を事前に整備する。

### (1) 非常時連絡網の整備

ア 勤務時間の如何にかかわらず、危機が発生した場合には、速やかに連絡が取れるよう連絡網を整備する。

イ 連絡網には、組織内の序列や危機対応の必要性に応じ、連絡順序の優先順位を定める。

(2) 情報伝達系統図の整備

危機に関する情報を把握した場合には、組織内に伝達するほか、関係する部課にも漏れなく伝達する必要があることから、情報伝達先を予め定める。

## 6 関係機関等との連携

危機発生時はもちろんのこと、平常時から危機管理に関する情報交換を実施するなど、警察・消防等をはじめ、関係機関・団体及びボランティア等と連携を図り、危機管理体制を整備するとともに、危機管理における訓練等を実施し、ライフライン事業者等との連絡体制の確立整備にも努めていくものとする。

(1) 国、県等の各機関及び専門家との連携

危機によっては、被害が広域的な場合や放射線物質関連事故等の専門的知識が必要な場合等もあり、その解決に国や県等との連携や専門家の助言、指導を受けながら応急対策を実施しなくてはならない。よって、必要な関係機関を明確にし、連絡窓口を事前に確認するとともに、危機発生時に関係機関と情報の共有化を図り、連携した活動が行えるよう連携体制を整備する。また、夜間、休日等の連絡窓口等についても情報収集を行うものとする。

(2) 警察、自衛隊等の関係機関との連携

警察、自衛隊は危機が発生した場合、強い権限や高い機動性のほか、応急対策の際に他の機関の援助を必要とせず活動できる能力を備えていることから、危機対応に重要な役割を担うことが期待される。そのため、危機発生時に円滑な連携活動が行えるよう調整を図りながら、連携体制の整備に努める。

ア 早期の担当官派遣

イ 情報共有化

ウ 円滑な対応体制の確保

エ 施設、資材の提供等

(3) 他自治体やライフラインに係る関係機関等との連携

危機発生時において、他の自治体やライフライン確保に係る関係機関等と速やかな連携を図るため、相手先の連絡先や担当者を把握するなど、平常時から連携のため環境を整備し、必要な連絡体制を構築する。

ア 必要な協定を結ぶとともに、協定の運用について確認する。

イ 情報の共有体制を整備する。

(4) 報道機関との連携

危機発生時には、民生安定のため市民に情報を正確かつ迅速に提供することが特に重要であることから、報道機関と連携し、平常時から広報広聴体制の整備に努める。

また、情報提供については、内容や時期、方法等を秘書広報課と調整を図りな

がら行うものとする。

## **7 庁外支援体制の整備**

国、県、市町村や関係機関等から支援の要請があった場合には、積極的に支援するものとする。また、全庁的な支援体制の確立が必要な場合には、危機管理会議を開催して支援体制を立ち上げ、支援するものとする。

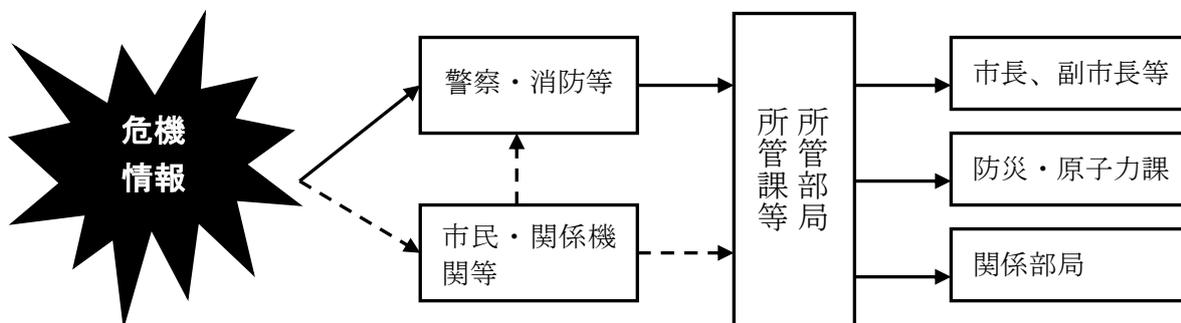
## 第3章 事前対策

### 1 情報収集・伝達体制の整備

所管部局は、危機について平常時から関係部局や関係機関等との連絡体制を確立しておくものとする。また、危機事案ごとに、あらかじめ担当者を定めておき、危機が発生し又は発生するおそれがある場合、収集した情報を夜間・休日も含め、担当者から危機管理主任者（課長）及び危機管理責任者（部長）、危機管理統括責任者（危機管理監）へ、さらには状況に応じ市長、副市長等へ伝達できるよう連絡体制を整備しておくものとする。情報連絡全体の流れは、別図2のとおりである。

- (1) 所管部局は、平常時から休日・夜間の場合にも対応できる情報収集連絡体制を整備する。
- (2) 所管部局は、被害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するため、情報連絡体制を整備する。
- (3) 防災行政無線や電話、携帯電話、FAX等のあらゆる通信手段の活用を図り、最新の気象情報や防災情報等をホームページ、電子メールで配信し情報提供することにより、いざというときの予防や緊急時の対応などに役立てていくものとする。

図1 危機情報の伝達イメージ



### 2 関係機関等との協力体制の整備

#### (1) 国・県及び関係機関との連携強化

所管部局は、想定する危機管理発生時の応急対策が円滑に実施できるよう、危機発生時における活動や連絡等に関して、平常時から国、県、近隣市町村、自衛隊、警察、消防、医療機関、ライフライン事業者、交通事業者及び業界団体など、関係機関等との緊密な連携を図り、連絡窓口等を事前に確認しておくものとする。

#### (2) ボランティアや団体等との連携（協力体制の確立）

所管部局は、危機発生時にボランティアや団体等が被害者、関係機関のニーズに応じて活動しやすい環境の整備を進めるとともに、円滑な活動ができるよう平常時から、ボランティアや団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づく

りを積極的に推進するものとする。

### 3 危機管理マニュアルの作成及び点検・検証

#### (1) 危機管理マニュアルの作成

所管部局は、想定する危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、「柏崎市危機管理指針」及びこの「柏崎市危機管理計画」に基づき、関係部局や関係機関等と十分に協議し調整しながら、危機事案ごとに危機管理マニュアルを作成することとし、防災・原子力課は、これを支援する。

また、危機管理マニュアルは、市民の人権の尊重及びプライバシーの保護並びに高齢者、障害者等の災害時要援護者などに十分配慮することとし、日頃から職員間で共有しておくものとする。

#### (2) 危機管理マニュアルの点検・検証

所管部局は、作成した危機管理マニュアルに基づいた訓練等を通して、当該マニュアルを定期的に点検や検証を行い、実情に即したものとする。

#### (3) 防災・原子力課への報告

所管部局は、危機管理マニュアルを作成し、又は見直しをしたときは、防災・原子力課へ報告する。

### 4 危機事案等の危機対応訓練の実施

所管部局は、職員の能力向上と危機管理体制の整備強化を図るため、関係機関等と連携しながら、危機管理マニュアルに基づいて迅速かつ的確に行動がとれるよう危機事案の危機対応訓練等を実施するとともに、訓練結果を検証し、次の訓練に反映する。

### 5 意識啓発のための研修等の実施

所管部局は、職員の危機意識の啓発のため、所管業務に係る危機をテーマとした研修等を行い、職員の危機管理能力の向上を図る。

### 6 市民への情報提供と危機管理意識の向上・啓発

市民と行政が一体となって危機に備えることが重要であることから、所管部局は、危機の発生防止や被害を最小限に抑えるため、関係部局、関係機関等と連携し、市民が必要とする危機管理に関する知識・技術などの情報を遅滞なく提供し、ホームページや広報等を通じて、市民への危機管理意識の向上・啓発を図るものとする。

### 7 資機材・物資等の確保及び備蓄

所管部局は、所管する危機の対応に必要な資機材・医薬品等を備蓄し、定期点検等を実施する。なお、備蓄に適さない資機材等は、円滑に調達できるよう体制を整備する。

## 第4章 応急対策

### 1 危機発生時の対応等(初動体制の確立と動員体制)

#### (1) 危機レベル1(小規模被害)

危機が発生又はそのおそれがあり、危機事案の所管部局又は所管部局と概ね3以下の関係部局で対応ができる場合は、所管部局長を室長とする「危機情報連絡室」を設置し、情報収集や危機への対処を行うものとする。主な配備要員は、所管部局、関係部局の担当課員及び防災・原子力課員とするが、必要に応じて市地域防災計画(災害応急対策)の警戒体制の第1次配備体制に準じ、動員配備を行う。

#### (2) 危機レベル2(中規模被害)

被害が拡大又はそのおそれがあり、危機事案の所管部局と概ね4以上の関係部局で対応が必要な場合は、危機管理監を本部長とする「危機警戒本部」を設置して、関係複数部局で警戒体制を敷き、情報収集や危機への対処を行うものとする。主な配備要員は、所管部局、関係部局の職員及び担当課員、防災・原子力課員とするが、必要に応じて市地域防災計画(災害応急対策)の本部設置準備体制の第2次配備体制に準じ、動員配備を行う。

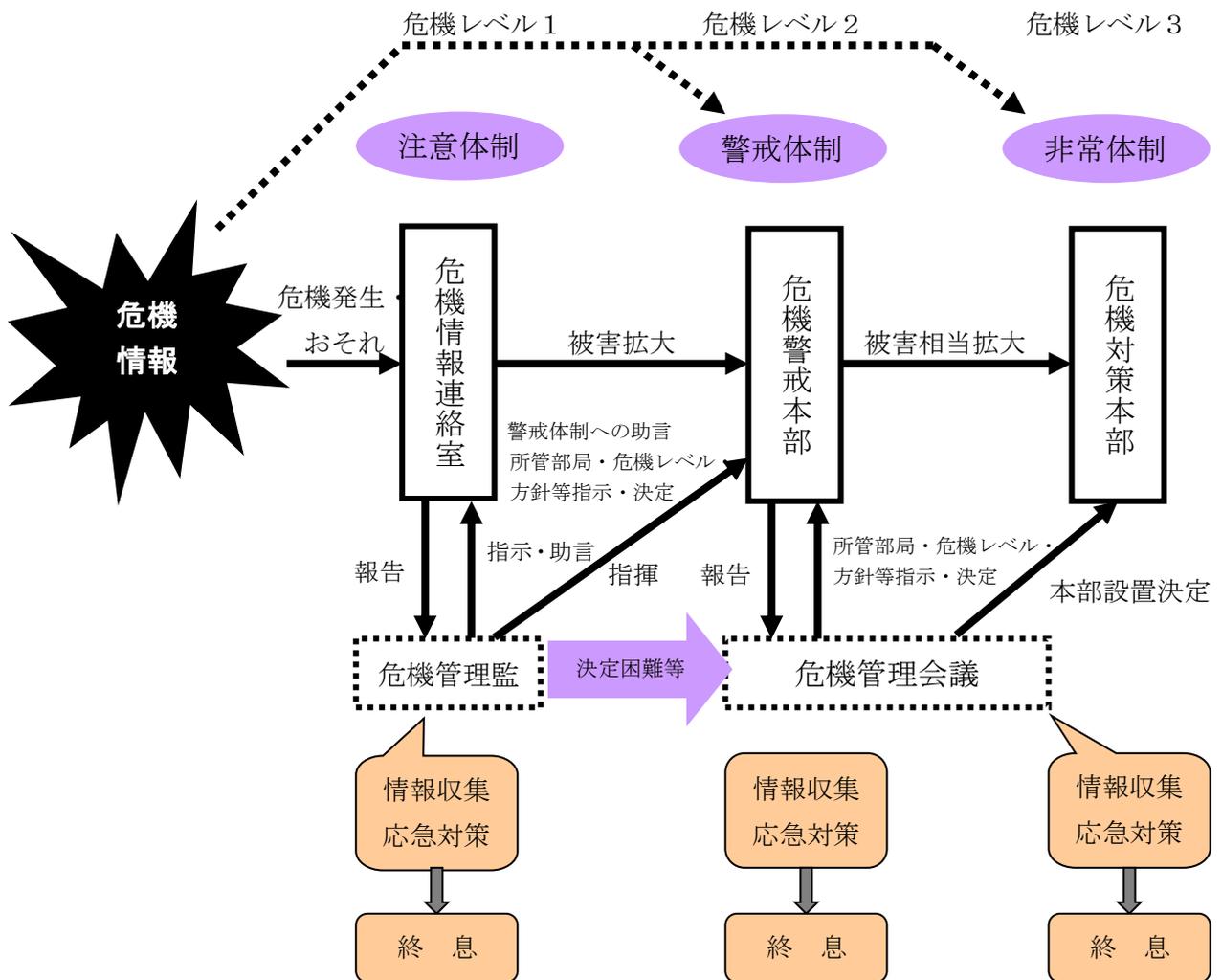
#### (3) 危機レベル3(大規模被害)

被害が相当拡大し、社会的な影響が大きく全市的な対応が必要な場合は、市長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、非常体制を敷き、全庁的な情報収集や危機への対処を行うものとする。動員配備体制は所管部局をはじめ、市地域防災計画(災害応急対策)の災害対策本部設置体制の第3次配備体制とし、配備要員は市長以下全職員とする。危機発生時の対応と体制の流れは、別図3・別図4のとおりとする。

表1 初動体制の確立と動員体制

区分	内容	動員配備体制
注意体制 (レベル1)	危機が発生し又はそのおそれがある場合、危機事案の所管部局又は所管部局と概ね3以下の関係部局で注意体制を敷き、情報収集や危機への対処を行い、必要に応じて「危機情報連絡室」を設置する。	◎所管部局及び関係部局の職員 ○必要に応じて地域防災計画(災害応急対策)第1次配備体制を準用
警戒体制 (レベル2)	危機の被害の拡大が予想される場合、危機管理監を本部長とする「危機警戒本部」を設置し、危機事案の所管部局と概ね4以上の関係部局で警戒体制を敷き、情報収集や危機への対処を行う。	◎所管部局及び関係部局の職員 ○必要に応じて地域防災計画(災害応急対策)第2次配備体制を準用
非常体制 (レベル3)	危機の被害が相当程度拡大又は社会的な影響が大きく全市的な対応が必要な場合は、市長を本部長とする「危機対策本部」を設置し、非常体制を敷き、情報収集や危機への対処を行う。発生場所により、必要に応じ、現地危機対策本部を設置する。	◎全職員対応 ○必要に応じて地域防災計画(災害応急対策)第3次配備体制

図2 危機活動体制のイメージ



なお、緊急時の組織対応は、別表2と別図5のとおりとする。

## 2 初動対応時における対策

危機が発生した場合には、以下の初動対応を行う。

### (1) 危機管理行動の開始

ア マニュアル等に定めた危機が発生した場合

- ・ マニュアルに従い応急対策を行う。
- ・ しかし、必ずしもマニュアル通りの対応ができるとは限らないことから、臨機応変に対応する。

イ マニュアル想定外の危機が発生した場合

- ・ 想定外の危機を察知した者は、速やかに直属の上司に報告するとともに必要な指示を受け、直ちに情報収集を行う。
- ・ 組織の責任者（危機管理責任者：所管部長、危機管理主任者：所管課長）等は危機管理体制を整え、速やかに応急対策を開始し、更なる情報収集を続

ける。

(2) 初動時の行動

ア 組織の責任者の行動

応急対策の直接指揮に当たる組織の責任者は、関係職員に連絡するとともに、直ちに登庁し情報収集を行う。

イ 危機所管課職員の行動

危機を所管する課の職員は、速やかに登庁又は指定の場所に参集し、役割分担に従って情報収集を実施する。

(3) 初動時の情報収集

ア 情報収集の原則

- ・ 危機においては、まず何が起こったかの一報を速やかに上司等に報告する。
- ・ 情報は、一部が不明であっても知り得た情報については遅滞なく報告を行う。
- ・ なお、報告は一定の様式に基づいて行う。(別記様式：危機事案発生状況報告書による)

イ 情報収集事項

情報は、次の内容について危機事案の終息まで継続して把握する。

〔 情報収集事項 〕	
(ア) いつ	危機や被害等の発生及び展開日時
(イ) どこで	危機や被害等の発生場所
(ウ) 誰が	危機の主體的な関係者等
(エ) 何が	危機の具体的な事象や内容
(オ) 何故	危機の内容や被害の具体的な原因
(カ) どうした	危機の内容や被害への具体的な対策等
(キ) どうなった	危機への対策による状況変化又は結果

ウ 情報の整理・分析

- ・ 収集された情報は、集約・分類した後、時系列に沿って記録する。
- ・ 分類された情報は、分析を行い、対策に活用する。

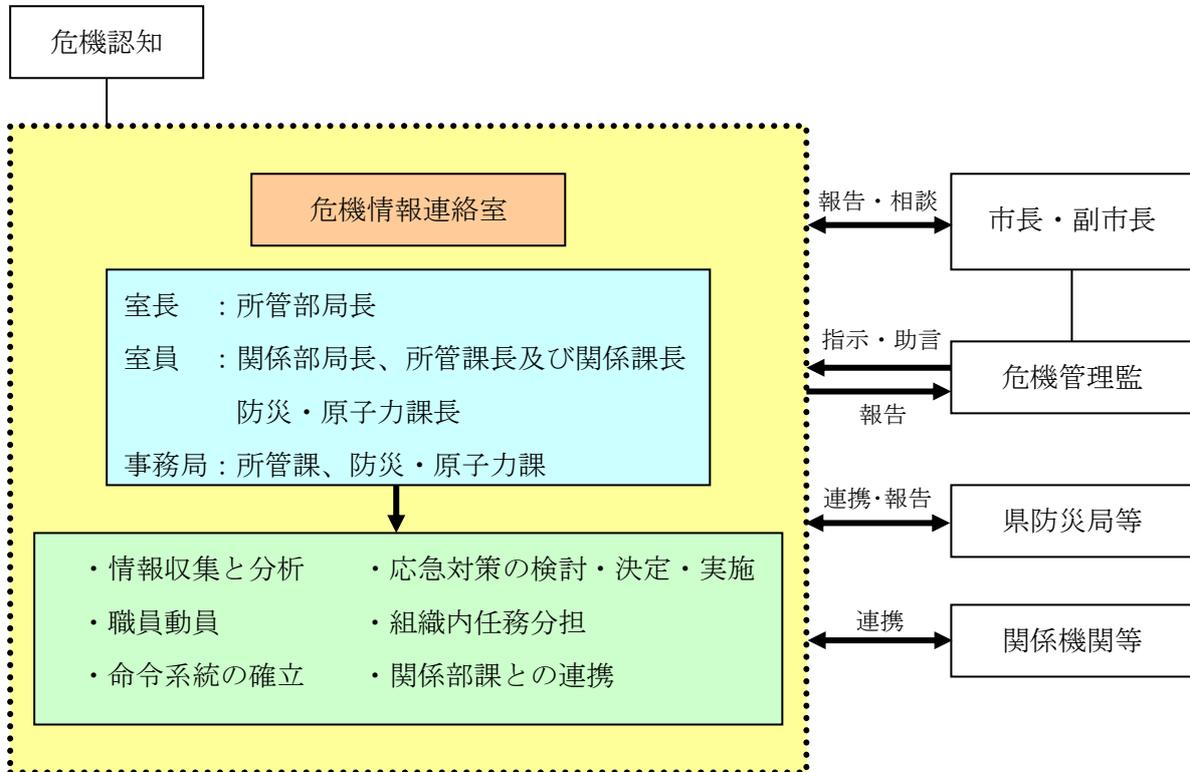
エ 収集情報の共有化

- ・ 収集した情報(情報収集事項)は、対策に当たる要員全員に周知する。
- ・ 情報は必要に応じ、危機情報連絡室等に報告する。
- ・ 危機情報連絡室で決定した事項等は、速やかに要員全員に周知する。
- ・ 必要な場合には、県防災局及び他の関係機関等にも報告する。

### 3 危機レベル1（注意体制）における対策

#### (1) レベル1の危機情報連絡室の設置

図3 《 危機情報連絡室体制 》



#### (2) 危機情報連絡室体制の運用

- ・ 所管課長は、危機の進捗状況を室長である所管部局長に報告するとともに、指示を受けながら応急対策を実施する。
- ・ 所管部局長は、危機への対応状況、進捗状況等を随時、危機管理監に報告する。
- ・ 所管課長は、関係部課及び関係機関等と連携を図りながら応急対策を実施する。
- ・ いつでも警戒体制や非常体制へ移行ができるようにしなければならない。

#### (3) 報告事項

所管部局長又は所管課長は、市長・副市長及び必要に応じて議会に対して必要事項を報告するものとする。

- 〔報告事項〕
- (ア) いつ、どこで何が起き、その原因は何か（危機事態の内容）
  - (イ) 現在の状況（現場の状況、被害状況）
  - (ウ) 対応状況（現在行っている取組、行う必要がある取組）
  - (エ) その他必要な情報

(4) 所管課長の職務代理

- ・ 所管課長に事故があった場合は、課長代理もしくは係長をもって、職務を代理する。
- ・ 職務を代理した場合は、直ちに部長に対しその旨を報告し、必要があれば指示を受ける。

(5) 応援職員の活用

- ・ 他部課に応援を要請する際は、業務、配置場所、勤務ローテーションなどを明らかにし依頼する。
- ・ 自課の職員との混成チームを編成して活用する。
- ・ 専門的な集団が必要な場合には、専門チーム等を編成する。

(6) 応急対策の実施手順（危機レベル2及びレベル3においても共通）

応急対策は、危機への直接的な対応行動のことであり、様々な危機情報を収集・分析して決定されることから、その手順を以下に示す。

ア 応急対策とは

以下を目的として実施する対策のことである。

- ・ 危機の直接的原因の調査とその除去
- ・ 危機によってもたらされる被害の拡大防止

イ 応急対策の決定

応急対策は、収集した以下の情報を基に検討し、決定する。

- ・ 危機の状況がどうなっているか
- ・ 対策として何を行うか及び対策実施のために解決が必要な事項の抽出
- ・ その時点で取り得る最も効果的な対策の検討
- ・ いつまでに対策を達成することが要求されているか
- ・ 自分の監督者からの指示は何か及び誰に何を担わせるか

ウ 応急対策の準備

決定された対策を実施するために、次の事項について準備を行う。

- ・ 対策のための人員、資材及び情報（技術、注意事項等）の確保
- ・ 必要な場合の側面支援の確保（人的、物的、情報）
- ・ 具体的な手順及び対策の達成目標の徹底

エ 応急対策実施時における組織の管理者の指示内容

- ・ 組織の責任者は、決定された応急対策を実行するため、実行手段、方法を具体的に示す。
- ・ その際、実施すべき応急対策が複数存在する場合は、優先度の高いものから実施を指示する。
- ・ 応急対策の実施中は、直接的に行動を指導し、適時指示を与え、必要により応援や資機材の追加を行う。
- ・ 応急対策が終了するか、又は何らかの結果が出るまで監督を継続する。

#### 4 危機レベル2（警戒体制）における対策

##### (1) レベル2（危機警戒本部）への移行

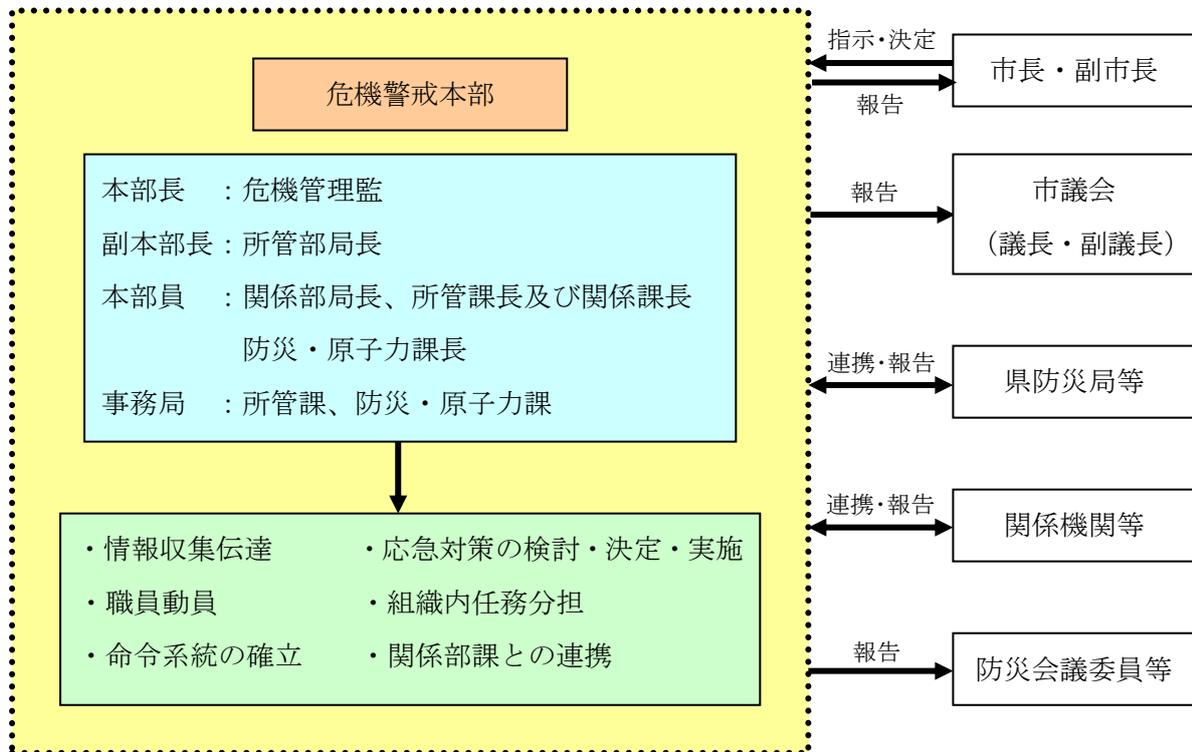
レベル1における危機対応は、所管部局・関係部局をもって対処するが、以下の場合には、所管部局長は速やかにレベル2（危機警戒本部）への移行について、危機管理監と協議する。

- ア 応急対策が概ね4以上の複数部局に渡り、その調整を一つの指揮命令系統で実施する必要がある場合
- イ 部内において短期集中的に人員を投入する必要があるなど、緊急な状況の場合
- ウ 危機管理主任者（課長）から、対応レベルを引き上げることについての相談を受けた場合
- エ 危機管理統括責任者（危機管理監）から、対応レベル移行の助言があった場合
- オ 危機管理会議により、対応レベル移行の指示又は決定がされた場合

##### (2) 警戒体制の確立

##### ア 警戒体制区（警戒本部）

図4 《 危機警戒本部体制 》



##### イ 危機警戒本部体制移行又は廃止の連絡

警戒本部長（危機管理監）は、危機事案の拡大等に伴い、警戒本部（部局対

応)に移行又は終息による廃止をしたときは、直ちにその旨を以下の者に報告する。

- ・ 市長・副市長
- ・ 市議会議員
- ・ 防災会議委員
- ・ 危機管理会議構成員
- ・ 県防災局等

ウ 危機警戒本部体制の運用

- ・ 警戒本部長は、危機の進捗状況を市長・副市長等に報告するとともに、指示を受けながら応急対策の実施を指示する。
- ・ 必要に応じ、危機管理会議に報告する。
- ・ 危機所管課及び関係部課は、応急対策を継続的に実施する。

エ 報告事項

警戒本部に移行した場合、いかなる時間帯であろうとも警戒本部長は、市長・副市長及び必要に応じて市議会や防災会議委員に対して報告事項に定められた事項を報告する。

オ 任務分担

警戒本部長は、部対応体制の確立に必要な人員を配分し、応援を要請し、応急対策を実施させる。

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・ 警戒本部長 (危機管理監)  | 危機対応の総括及び対応の指示   |
| ・ 警戒副本部長 (所管部局長) | 警戒本部長の補佐   |
| ・ 関係部局長          | } 警戒本部員<br>所管部局との連携・調整<br>応急対策の総括及び指示<br>警戒本部長の事務補助、関係課内調整 |
| ・ 所管課長           |  |
| ・ 関係課長           |  |
| ・ 所管課長代理・係長      |  |
| ・ 一般職員           | 課長代理・係長等からの指示に基づく<br>対策の実施                                 |

カ 応援要請時の事務分掌

部対応体制時における関係部課への応援要請は、原則として地域防災計画の事務分掌を参考に行う。

キ 命令系統

警戒本部の体制にある場合においても、常に市長・副市長の指示下において行動する。

ク 長時間対応の場合の措置

危機対応が長時間に渡る場合、いかなる理由があろうとも対応を中断するこ

とはできないことから、8時間を目途に対処体制の再編成を行うものとする。

- ・ 予備チームの編成

予備チームは、活動中の体制と同程度の規模であることが望ましいが、場合によっては最低限の機能を確保した体制で対応に当たらせるものとする。

- ・ 対応体制の再編成

活動中の体制を活動、待機、準待機の3チームに再編成し、通常対応を活動チームとし、緊急事態の場合には活動、準待機の2チームで対応することで体制の弱体化を防ぐとともに、休息状態を確保する。

## 5 危機レベル3（非常体制）における対策

### (1) レベル3（危機対策本部）への移行

次の要件のいずれかに該当する場合は、危機対策本部体制へと速やかに移行し、関係部課は相互に協力するとともに、他の関係機関と連携を取りながら応急対策を実施する。

ア 所管部局・関係部局だけでは対応しきれない事情が認められ、又は想定される場合

イ 危機の拡大により、多数の市民にその影響が及んだ場合

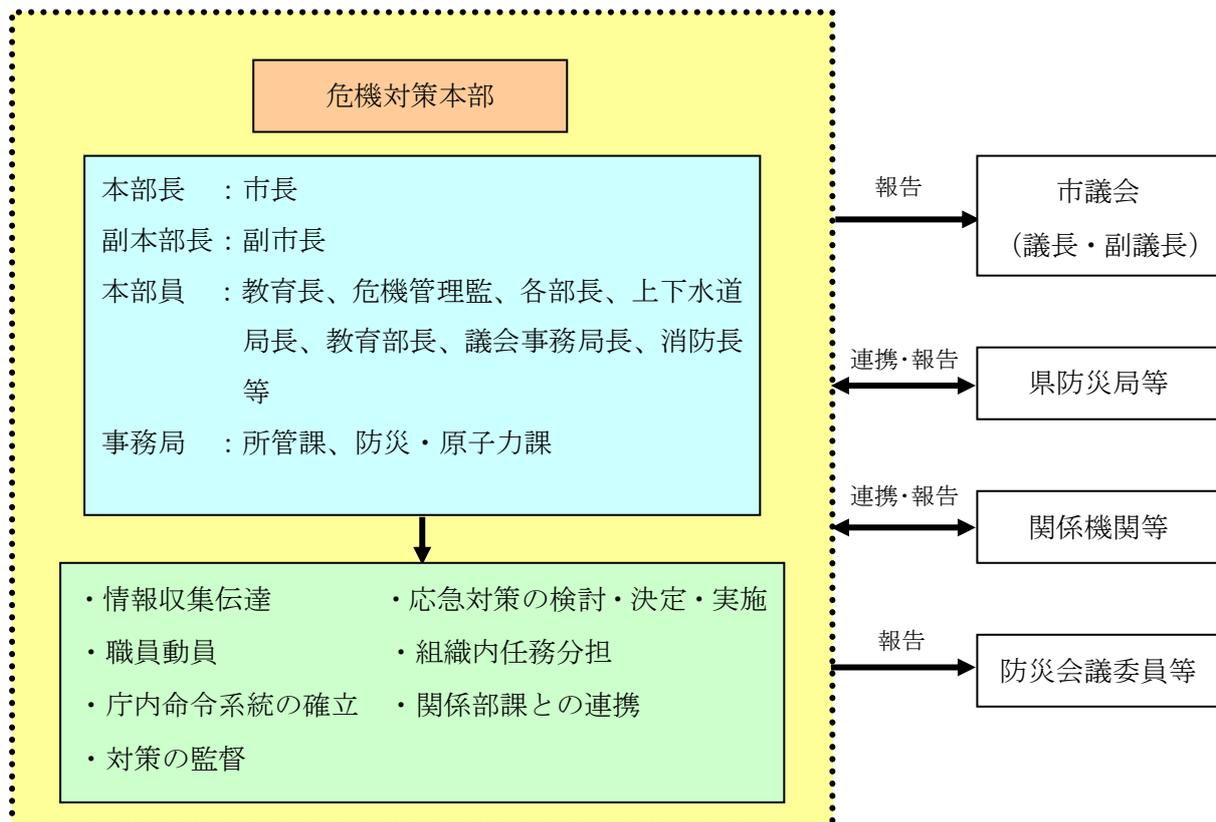
ウ 危機管理会議により、対応レベル移行の指示又は決定がされた場合

エ 市長・副市長から危機対策本部体制への移行の指示があった場合

### (2) 危機対策本部体制の確立

ア 危機対策本部体制

図5 《 危機対策本部体制 》



## イ 報告事項

危機対策本部は、危機対策本部体制に移行したことを市議会や防災会議委員等に対して報告する。また、定期的な報告を行うことで、情報の共有化を図る。

## ウ 危機対策本部体制の運用

- ・ 危機対策本部長（市長）の指揮命令により、全庁をあげて危機対応を実施する。
- ・ 危機所管部局及び関係部局は、応急対策を継続的に実施する。
- ・ 各部課等は、必要に応じ、危機対策本部長（市長）の判断による特命による事務を行う。
- ・ 各部課等の担うべき業務は、地域防災計画の事務分掌に準ずるものとする。

## エ 危機対策本部事務局

- ・ 危機所管部課の役割  
取り組みについての整理、情報収集など危機への対応に関する業務を初動期から一貫して行う。
- ・ 防災・原子力課の役割  
本部会議の開催や緊急予算の確保、職員動員など組織の運営に関する各部課との調整、県防災局その他関係機関等との調整（連携・報告）業務を担う。

## オ 任務分担

危機対策本部長は、全庁的な危機対策本部体制を確立するために任務を分担させる。

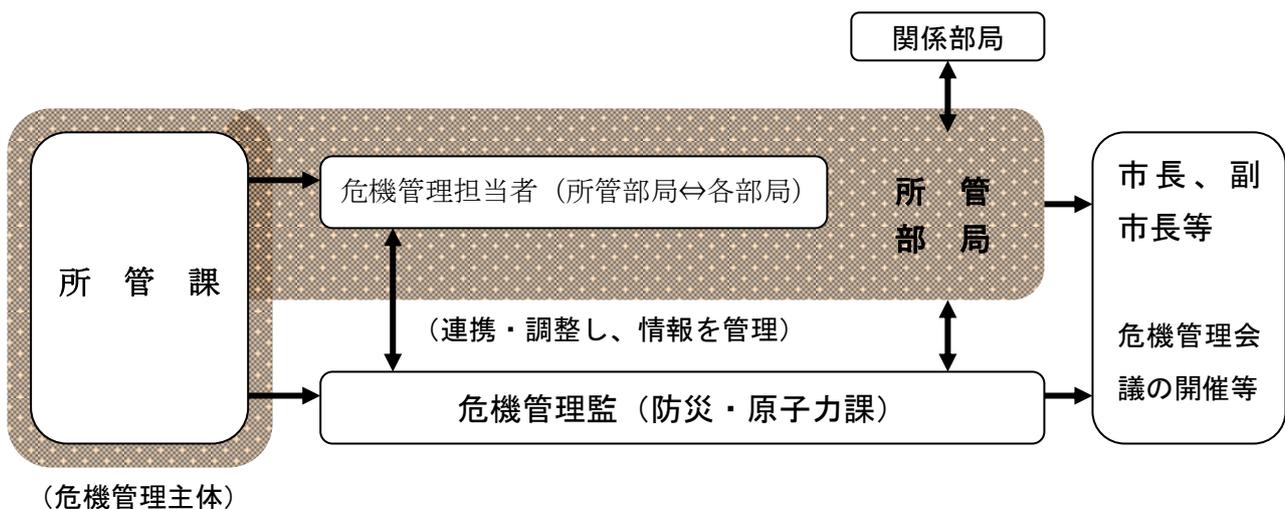
- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ・ 危機対策本部長（市長）  | 危機の総括                    |
| ・ 危機対策副本部長（副市長）                                      | 本部長の補佐                   |
| ・ 危機対策本部員<br>（教育長、危機管理監、各部長、上下水道局長、教育部長、議会事務局長、消防長等） | 部組織の管理及び対応、指示            |
| ・ 課長   | 危機対応の指揮                  |
| ・ 課長代理・係長  | 各課との調整及び課内調整、現場指揮及び対応の実施 |
| ・ 一般職員   | 指示に基づく対応の実施              |

## 6 情報の収集・管理

危機が発生し又は発生のおそれがある場合には、所管部局は関係機関等と連携し、情報を収集する。所管部局の担当者は、速やかに収集した情報を所管課長・所管部局長、危機管理監に連絡する。連絡を受けた関係者は、市長、副市長等に連絡する。

なお、危機の発生時には、情報が混乱し錯綜するおそれがあるので、所管部局において危機管理担当者を中心として情報の一元化を図る。また、危機の進行状況、応急対策の状況についても一元的に管理し、情報の整理・記録に努め、共有する。

図6 危機情報の管理・伝達イメージ



## 7 情報の内容

危機の発生時には、第一報をできる限り速やかにかつ的確に伝達することが重要となることから、危機の内容が詳しく分かり次第、次の事項を中心に伝える。

- ア 危機事案の概要（時間、場所、内容等）
- イ 被害の発生状況と被害の拡大予測
- ウ 関係機関等が実施した応急措置の内容等
- エ 危機の発生原因
- オ その他の留意事項等

## 8 現地での情報の収集

所管部局は、必要に応じて職員を現地に派遣して、情報収集や現地対応を行うものとする。

## 9 広報活動

### (1) 情報提供の一元化

#### ア 市民への情報提供

危機発生時の社会的混乱を防止し、市民生活の安全を確保するため、危機の

概況や応急対策の実施状況などについて、インターネットなど様々な情報ツールを活用して的確な情報を市民に提供する。なお、情報提供に当たっては、市民からの問い合わせに一元的な対応ができるよう、窓口を設置する。また、風評被害を未然に防止又は軽減するため、適切な広報活動を行うものとする。

#### イ 広報の内容

広報の内容は、危機の種類や規模によっても異なるが、次の事項を中心にして行うものとする。なお、提供する情報は、時間の経過とともに変わるので注意が必要である。

- ・ 危機の発生場所、発生時刻
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難の有無、避難所の設置
- ・ 市民等のとるべき措置、注意事項
- ・ 交通規制、輸送機関の運行状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 医療救護活動の実施状況
- ・ 今後の予測と二次被害の危険性
- ・ 窓口の設置状況等

#### (2) 報道機関等への情報提供

報道機関等への情報提供は、所管部局や防災・原子力課が内容、公表時期、方法等について、秘書広報課（秘書報道班）との連携により、提供する情報の一元化を図る。また、報道機関等からの問い合わせには、あらかじめ担当者を定めて、対応窓口の一元化を図る。

## 10 二次被害の防止対策

危機による被害の拡大と二次被害を防止するため、発生箇所等の安全性を点検し、危険性が継続している場合は、柵など設けるなどして、立入りできないよう応急措置をとる。

## 11 避難対策

### (1) 市民への避難誘導

危機の発生又はおそれにより、避難の必要があると判断した場合には、危険区域の住民等に避難を勧め、誘導する。

### (2) 避難所の開設

避難所を確保する必要がある場合には、あらかじめ指定した場所を避難所とし、避難所が不足する場合や確保できない場合は、他の市有施設を避難所として活用する。

## 1 2 医療・救護対策

### (1) 医療活動

医療・救護を必要とする場合、市は、医師会・病院等に応援を要請し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。市は、その活動が円滑・迅速に実施されるよう関係機関等との連携や協力体制を構築し、委託契約や協定等により、医療品等の迅速な調達に努める。

大規模な危機被害の場合、県、国や関係機関等に救助救援要請ができるよう体制を構築しておくとともに、場合によっては自衛隊への協力要請についても体制の整備を図る。

### (2) 救急・救助活動

消防本部・署は、警察及び医療機関等と連携し、負傷者の救急・救助活動を行うものとする。大規模な危機の場合には、資機材等の不足も考えられるので、あらかじめ関係機関等と協力体制を構築しておくものとする。また、市は日頃から訓練や講習等を実施し、地域住民や自主防災組織が円滑に機能するよう支援する。

## 1 3 ボランティア活動の支援

市社会福祉協議会が、ボランティア団体等と連携し、その活動拠点を整備し設置した場合には、市は積極的に支援する。

## 1 4 業務継続による行政サービスの維持

危機事案によっては、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、行政サービスの中断によって、市民生活に多大な影響を受けることが予想される。

このため、危機事案発生時には、事態への対処で新たに発生する業務のほか、重要な窓口業務や生活に直結するなどの優先通常業務を継続することで、最低限必要な行政サービスを維持する。優先通常業務の体制移行やその業務は、新型インフルエンザ発生時における業務継続計画（消防本部、上下水道局を含む）に準じて、事態の規模や災害状況等に応じ、柔軟に運用することで、業務継続体制の強化を図る。

## 第5章 事後対策

### 1 安全性の確認と被害者等への支援

#### (1) 復旧対策の推進

所管部局又は危機対策本部等は、危機にかかる応急対策が完了し、危機が収束に向かっている段階で、関係機関等と連携して、危機発生現場周辺地域の安全性の確認作業を行うものとする。それにより、安全性が確認された場合は、立入り制限等の各種制限措置を解除する。また、市民への情報提供をし、報道機関等にも終息・安全宣言を行うとともに、危機により住居を失うなど生活再建が困難な被害者に対し、速やかな生活再建支援策を講じる。

#### (2) 事後復旧体制の確立

危機事案に関する事後復旧の対応を円滑に行うため、必要に応じて所管部局が中心となって、事後復旧対策を実施する。

#### (3) 市民の健康対策、環境対策の実施

##### ア 健康対策

危機の発生による市民の健康被害等が心配されることから、必要に応じて、健康相談の窓口を設け、市民の健康調査や巡回指導等を実施する。

##### イ 環境対策

危機の発生が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、分析機関等と連携して、大気・水質・土壌等を調査し、影響があると分かった場合は、速やかに周辺地域の環境対策を実施する。

#### (4) 地域経済対策

地域産業や雇用等に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響等について、商工団体等を通じて実態把握に努めるとともに、地域経済の安定のために適切な措置を講じる。

#### (5) 公共施設等の復旧対策

危機被害後の地域住民の生活や社会活動が早期に回復するよう被害施設の早期復旧に努める。

### 2 再発防止対策の検討

所管部局は、原因調査を行う必要がある場合には、危機の発生原因調査を行うものとする。原因究明に当たっては、必要に応じて関係機関や有識者等から意見等を聴き、危機発生メカニズムの解明に努める。

また、原因の調査結果を踏まえ、今後改善すべき課題を洗い出し、再発防止対策の検討を行うものとする。

### 3 危機への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し

#### (1) 危機への対処の評価

所管部局は、危機への対処の検証と評価を行い、応急対策等の反省点や課題を

抽出した上で、改善策を検討する。

なお、危機への対処の検証・評価の主な点は次のとおりである。

- ア 連絡体制が機能したか
- イ 迅速かつ的確に危機管理体制を整えたか
- ウ 関係職員は迅速に参集したか
- エ 適切な応急対策がとられたか
- オ 関係機関との連携が機能したか
- カ 適切な情報収集管理や広報活動が行われたか

(2) 危機管理マニュアルの見直し

所管部局は、危機への対処の検証・評価を踏まえ、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行い、関係部局、関係機関等に周知する。

#### 4 第三者による危機管理マニュアルの検証

所管部局は、必要に応じて危機管理の専門家などの第三者による危機管理マニュアルの検証を行うものとする。

#### 5 縮小・休止した行政サービス業務の再開

各部局は、事態の終息を踏まえ、縮小・休止した通常業務の再開を準備する。また、次の事態に対応すべく、これまでの取組に関する評価・検証を行い、業務継続計画やその他の対応方法等の見直しを行うものとする。

別表1 想定される危機事案と所管部局の例示

想定される危機事案		主たる所管部局（課・室）
健康被害	重大な家畜伝染病（BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫等）	産業振興部（農林水産課）
	感染症のまん延（SARS、新型インフルエンザ、O-157等）※診療所・院内での重大な感染を含む	福祉保健部（健康推進課）
	食品・飲料水による重大な健康被害	福祉保健部（健康推進課）
	大規模な食中毒の集団発生	福祉保健部（健康推進課）
	農水産物等に関する重大な事件・事故	産業振興部（農林水産課）
	医薬品による重大な健康被害、毒物・劇物被害	福祉保健部（健康推進課）
	社会福祉施設における重大な健康被害	福祉保健部（福祉課）
生活上の危機	生活関連物資の異常な不足、消費生活用品の瑕疵による重大な事故	産業振興部（商業観光課） 市民生活部（市民活動支援課）
	不審集団等の活動の活発化	市民生活部（市民活動支援課）
	バスジャック・トレインジャック	危機管理部（防災・原子力課）
	生命・健康又は生活環境に重大な被害を及ぼす環境汚染事故等 大気汚染・土壌汚染・水質汚染関係	市民生活部（環境課）
	食品等への広範な異物混入事件・事故	産業振興部（商業観光課） 福祉保健部（健康推進課）
	特定動物、衛生害虫による重大な被害（危険動物の脱走、有害昆虫の発生等）	福祉保健部（健康推進課） 市民生活部（環境課）
	大規模なライフライン事故（ガス、電気、電話）	危機管理部（防災・原子力課）
	自治体管理下の事件・事故	イベント担当部署
市管理施設における重大な事件・事故	施設管理所管部局	
市庁舎における重大な事件・事故	総合企画部（総務課）	
市要人（市長、副市長、市議会関係者など）への危害	総合企画部（総務課）、議会事務局	
市宛不審郵便物による危害	総合企画部（総務課）	
所管が不明なテロの発生（大規模なテロは、国民保護計画による）	危機管理部（防災・原子力課）	
自衛隊関連事故、不発弾の処理等	危機管理部（防災・原子力課）	
不審船の出現	危機管理部（防災・原子力課）	
海上における大量の流出物	危機管理部（防災・原子力課）	
国内における本市関係者が巻き込まれた重大な事件・事故	市民生活部（市民活動支援課）	
海外における本市関係者が巻き込まれた重大な事件・事故	産業振興部（商業観光課）	
市管理道路・河川施設、都市計画道路等に係る大規模な事故	都市整備部（都市計画課、道路維持課、建築住宅課）	
大規模建築物（3階以上又は500㎡以上）の大規模な事故		
市営住宅の大規模な事故		

	大規模な上下水道事故	上下水道局
	学校内及び校外活動中（保育園等を含む）における重大な事件・事故（私立を含む） 園児・児童・生徒等に対する危害	教育委員会 子ども未来部
情報セキュリティ	個人情報漏えい	総合企画部、市民生活部他
	公文書の紛失・データ消去	総合企画部（総務課）
	市が所管する情報システム及びネットワークへの脅威並びに市内で発生した通信システム障害、停止に係る大規模な事故等 コンピュータウイルス サイバーテロ	総合企画部（企画政策課）
(A) 甚大な自然災害	地震	危機管理部（防災・原子力課） 関係部局  ※災害対策基本法第2条 第1号に規定するもの
	台風	
	暴風	
	集中豪雨	
	洪水	
	竜巻	
	土砂災害（地すべり、土石流、がけ崩れ） 高潮	
(B) 特殊災害 （大規模事故）	落雷	
	豪雪	
	大規模火災、林野火災	
	油流出事故、海上事故	
(C) 武力攻撃事態等・ 緊急対処事態	原子力事故（放射能物質の漏えい・流出）	危機管理部（防災・原子力課）  ※武力攻撃事態対処法第 1条及び第25条に規定 するもの
	航空、鉄道、道路、危険物等事故	
	着上陸侵攻	
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	弾道ミサイル攻撃	
航空攻撃		
	多数が集まる施設や大量輸送機関へのテロ・ 攻撃	

※(A)及び(B)については、柏崎市地域防災計画で対応する。

※(C)は柏崎市国民保護計画で対応する。

別表2 緊急時対応組織（必要に応じて地域防災計画に準じた組織対応）

危機レベル	危機の状況		所管部局	危機管理監 (防災・原子力課)	動員配備体制
1	危機の発生又はおそれ	所管部局が明らかでない時	●危機情報連絡室設置 室長 所管部局長 事務局 所管部局と防災・原子力課（初動対応後引継ぐ）	・情報受信 ・現地情報の収集 ・関係連絡先に情報提供 ・緊急対応 ・広報（マスコミ対応）	注意体制  〔地域防災計画（災害応急対策）〕 第1次配備体制準用 所管部局・関係部局対応
		複数部局にわたる時 (所管部局+概ね3以下の関係部局)	●危機情報連絡室 事務局 防災・原子力課→ 所管部局等+防災・原子力課 ●所管部局及び危機レベル等の決定 ●各部局の危機管理担当者による情報共有及び関係部局による対応	・対応助言 ・事態拡大に備え準備 ・庁内調整	
		所管部局が明らかでない時	同上	・情報収集 ・事態拡大に備えた準備	
2	危機被害の拡大又はおそれ	所管部局が明らかでない時	●危機警戒本部設置 本部長 危機管理監 事務局 所管部局と 防災・原子力課	・事態拡大に備えた準備 ・庁内調整	警戒体制  〔地域防災計画（災害応急対策）〕 第2次配備体制準用 所管部局・関係部局対応
		複数部局にわたる時 (所管部局+概ね4以上の関係部局)	●危機管理会議（主たる所管部局の決定） 事務局 防災・原子力課→ 所管部局等+防災・原子力課 ●所管部局及び危機レベル等の決定 ●各部局の危機管理担当者による情報共有及び関係部局による対応	・対応助言 ・事態拡大に備えた準備 ・庁内調整	
		所管部局が明らかでない時	同上	・情報収集 ・所管部局の調整	
3	危機被害の相当な拡大又はおそれ	所管部局が明らかでない時	●危機対策本部設置 本部長 市長 事務局 所管部局と 防災・原子力課	・事態拡大に備えた準備 ・庁内調整	非常体制  〔地域防災計画（災害応急対策）〕 第3次配備体制 全職員対応
		複数部局にわたる時	●危機管理会議（主たる所管部局の決定） 事務局 防災・原子力課→ 所管部局等+防災・原子力課 ●各部局の危機管理担当者による情報共有及び関係部局による対応	・対応助言 ・事態拡大に備えた準備 ・庁内調整	
		所管部局が明らかでない時	同上	・情報収集 ・所管部局の調整	

別記様式

危機事案発生状況報告書

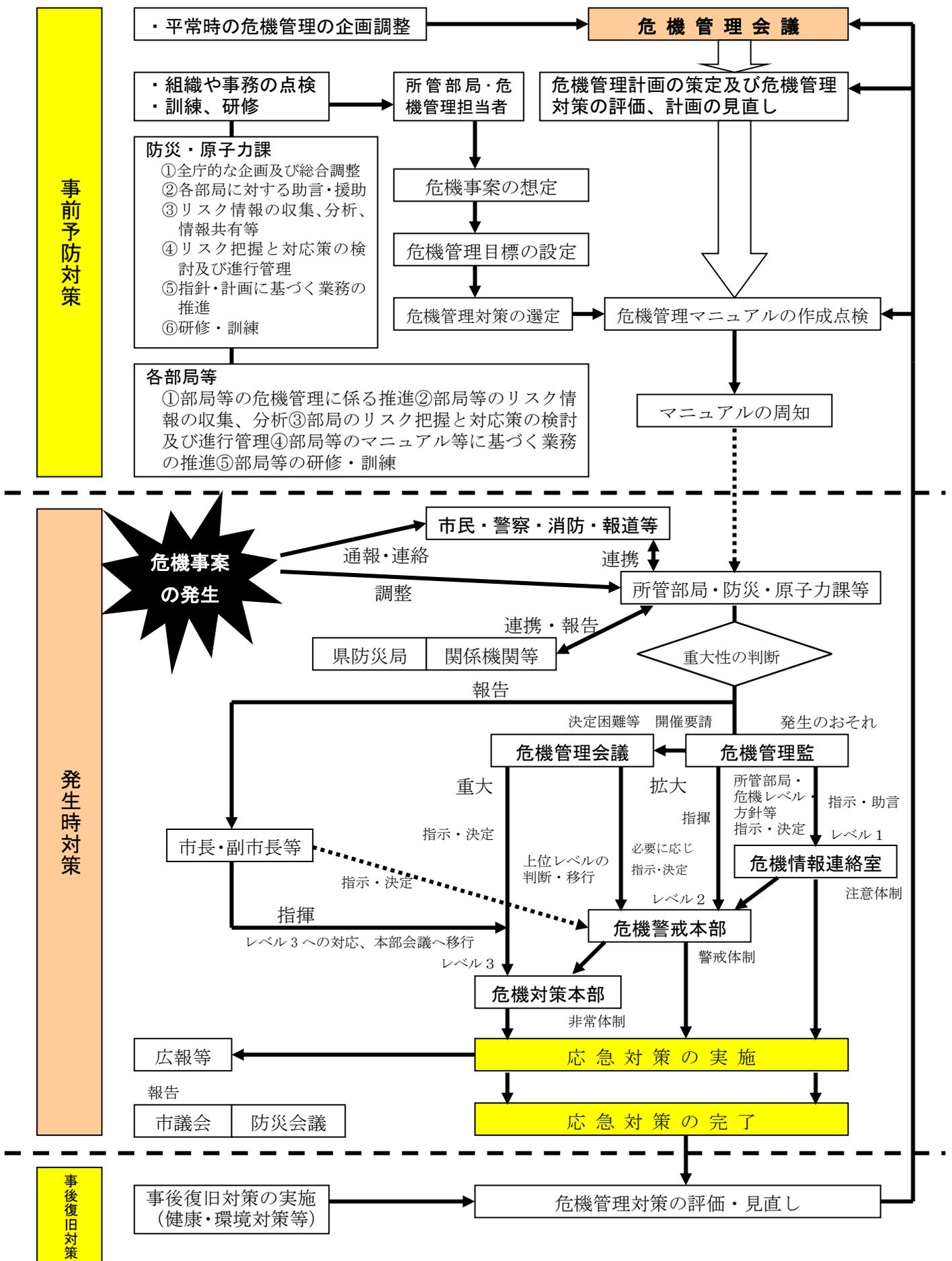
(第 報) 令和 年 月 日 時 分

発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分		
発生場所	柏崎市		
発信者	所属： 氏名： 電話：	受信者 受信時間	職・氏名 令和 年 月 日 ( ) 時 分

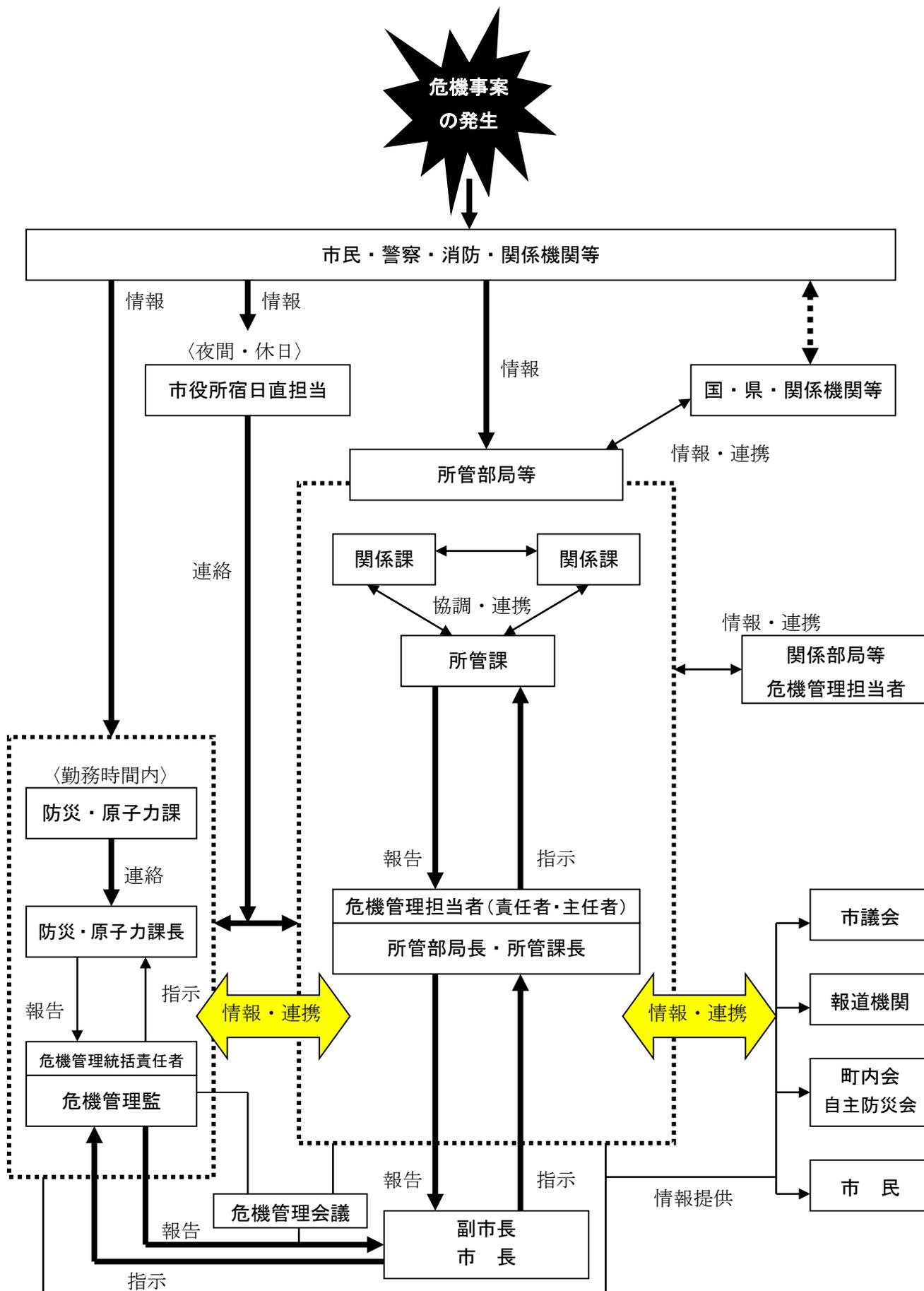
危機事象 発生の概要						
被害 の 状 況	死傷者	死者	不明	住 家	全壊	一部損壊
		人	人		棟	棟
		負傷者	計		半壊	計
		人	人		棟	棟
(新潟県・近隣市町村の取組み状況)						
応急 対 応 の 状 況	対策本部等の設置		(現地危機対策本部)			
備 考						
受 信 者 の 処 理 状 況	関係課への連絡		(処理日時 令和 年 月 日 時 分)			
	部局内の連絡		(処理日時 令和 年 月 日 時 分)			
	その他の処理		(処理日時 令和 年 月 日 時 分)			

- ※1 事象覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告すること（確認が取れていない場合は空欄で可）
- ※2 別に緊急報告用の様式がある場合は、それを使用すること可
- ※3 特に緊急を要する場合は、電話での報告や手書きメモのFAX、メールなども可（但し、受信確認は必ず行うこと。）

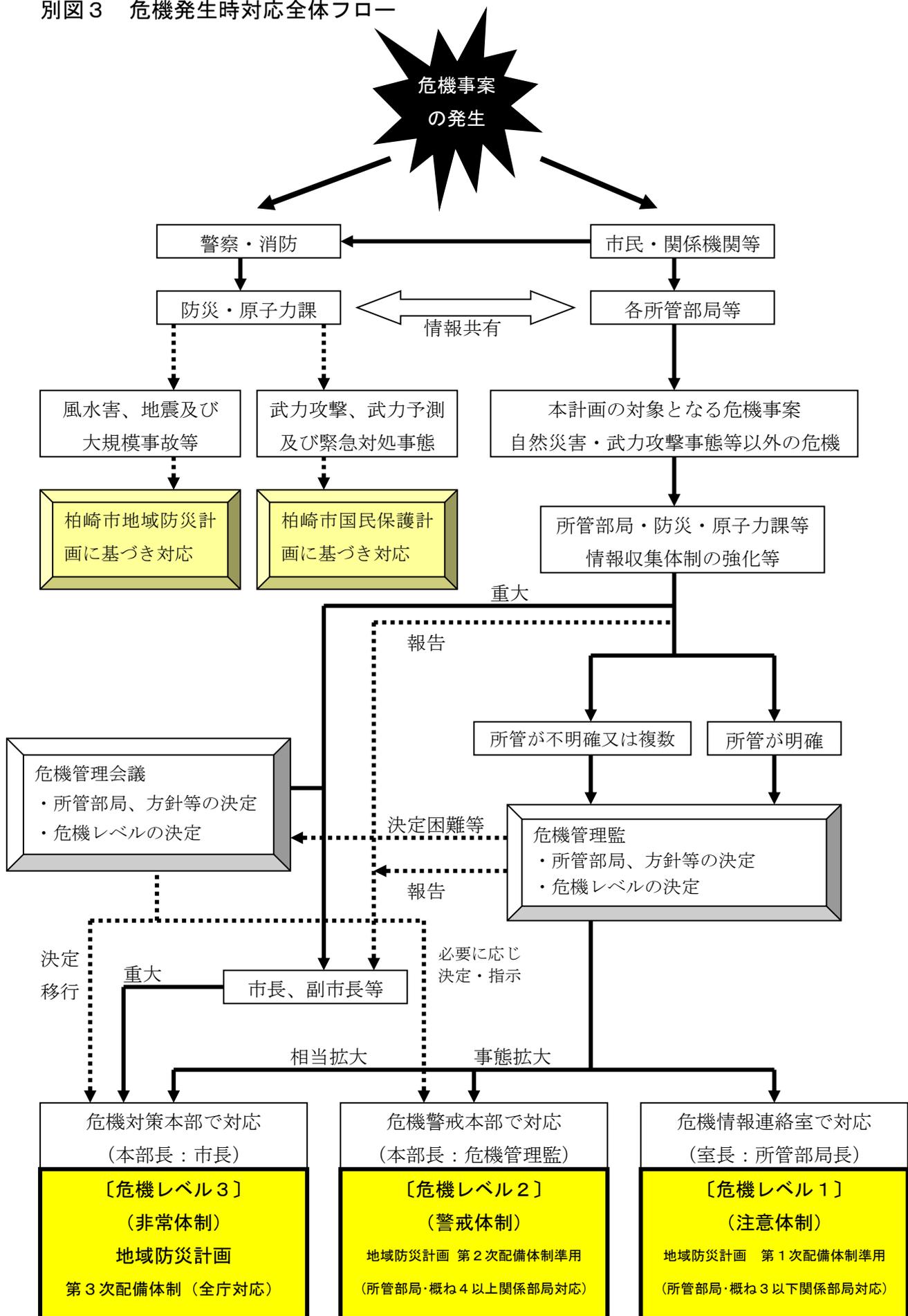
別図1 危機管理システム全体フロー



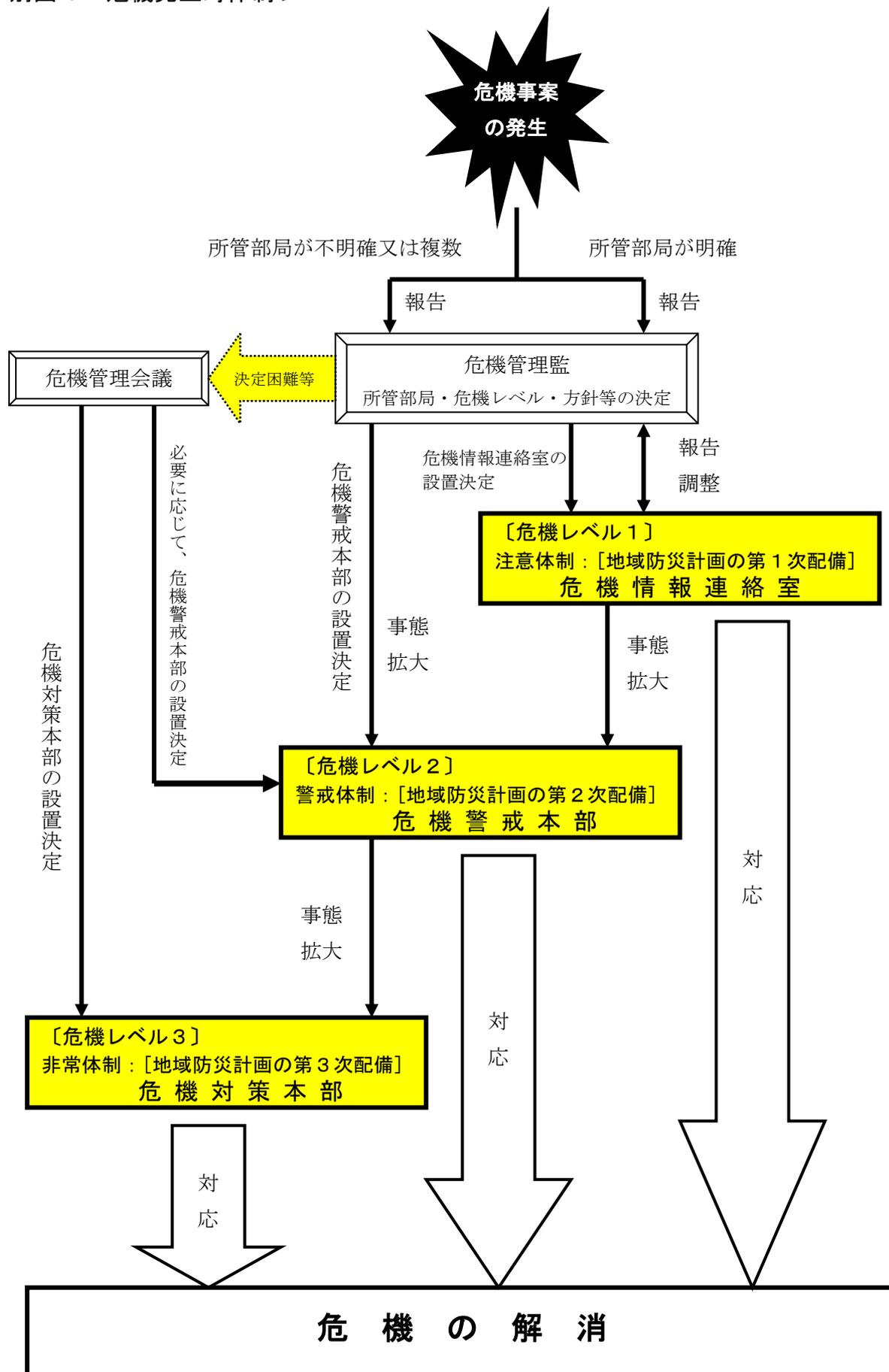
別図2 危機発生時の情報連絡・連携体制フロー



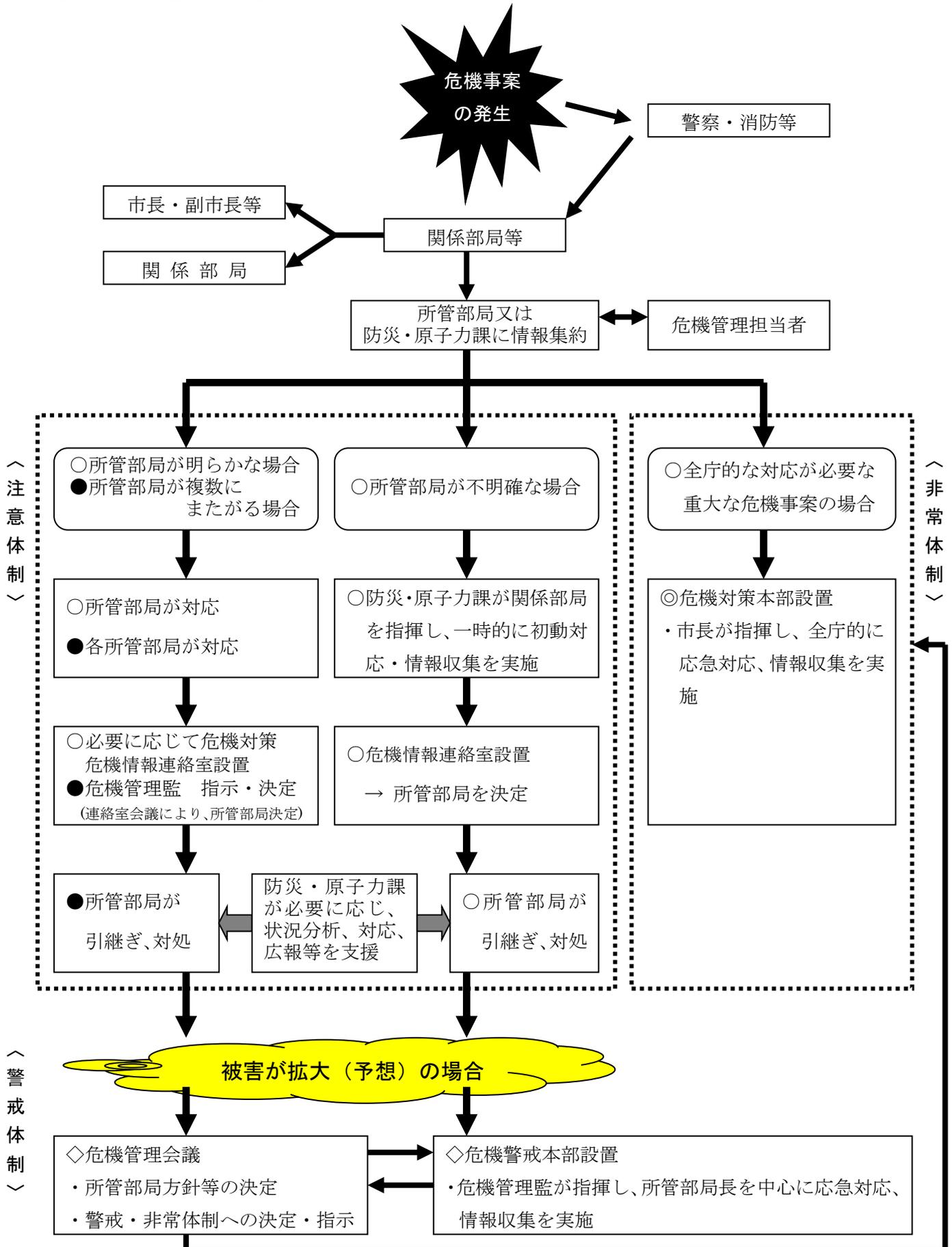
別図3 危機発生時対応全体フロー



別図4 危機発生時体制フロー



別図5 所管部局及び防災・原子力課の役割フロー



## 新潟県柏崎市危機管理会議設置規則

平成 18 年 10 月 16 日  
柏崎市規則第 117 号

### (設置)

第 1 条 本市は、本市における危機管理を総合的かつ計画的に行うことにより、本市における危機に迅速かつ的確に対処するとともに、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに資するため、柏崎市危機管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態並びにその他多くの市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件、事故等の事案をいう。
- (2) 危機管理 危機への対処、危機の発生の防止、危機による被害の防止及び軽減並びに危機収束後の市民生活の回復をいう。

### (所掌事務)

第 3 条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理の基本方針に関すること。
- (2) 事件、事故等の危機事案に対処するための計画に関すること。
- (3) 危機管理計画によることが困難な事案の対処に関すること。
- (4) その他市長が危機管理に必要と認めること。

### (組織)

第 4 条 会議は、市長、副市長並びに新潟県柏崎市行政組織規則（平成 14 年規則第 9 号）第 9 条第 1 項に規定する部長及び危機管理監、上下水道局長、教育長、教育部長、消防長、議会事務局長及び市長が指定する者（以下「部長等」という。）をもって構成する。

### (議長及び副議長)

第 5 条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は市長をもって充て、副議長は副市長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第 6 条 議長は、第 3 条の規定する所掌事務を処理し、又は総合的な調整を行うため、会議を招集する。

### (関係者の出席)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第 8 条 会議の庶務は、危機管理部において処理する。

### (その他の事項)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

# 柏崎市危機管理概念図

